

くらしの相談センターだより

所長 宮原春夫 2022年7月 第226号

発行：くらしの相談センター
 〒210-0005 川崎市川崎区東田町10-36 電話&FAX 044-246-6823
 E-Mail h-miyahara@siren.ocn.ne.jp (HP) http://kurasino-soudan.jimdo.com/

シリーズ
ご存知ですか

「人権条例」を力に ヘイトスピーチのない社会へ

日本共産党市議会議員
片柳進(センター所長代理)

「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」(以下「人権条例」といいます)が制定されて2年半になります。川崎区内を中心に2013年頃から、人種差別・外国人排斥の差別的なヘイトスピーチを繰り返す街頭演説やデモが頻繁に行われました。こうしたことを起こさせないように人権条例がつけられました。

人権条例ではどんなことを禁止しているのでしょうか。

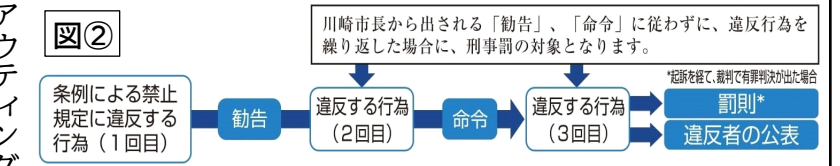
【図①】 本邦外出身者(外国人と外国にルーツのあるの方)に対して、①公共の場所です②拡声器やビラなどの手段で③地域社会からの排除(「川崎から出ていけ」など)・危害の告知(「死ぬ・殺せ」など)・著しい侮辱(「ゴミブリ」など)の発言をすることの3つの条件を満たす「不当な差別的



言動」が禁止されています。①・②・③のすべての条件を満たさなければ禁止する対象になりません。飲み会や外国の政策批判などは対象にならないということです。

禁止されている「不当な差別的言動」をしたらどうなるでしょうか

【図②】 1度違反をしただけで罰せられるわけではありません。市の「勧告」「命令」を受けてもなお不当な差別的言動を繰り返した場合にのみ、起訴・裁判を経て「最大50万円の刑事罰」が適用されることになります。



【図②】 条例による禁止規定に違反する行為(1回目) → 勧告 → 違反する行為(2回目) → 命令 → 違反する行為(3回目) → 罰則* → 違反者の公表

これはも委員会審議の中で「人権条例は他の条例等を妨げない」と確認できました。

実は、『くらしの相談センター』はヘイトスピーチ反対の運動の

私は市議会文教委員会、この条例案の審議の際「市が濫用できないように」と綿密に議論しました。市民の「言論」に対して規制し罰則も適用する条例という、憲法の保障する「表現の自由」に大きくかかわる問題だからです。その結果、あいまいだった規定をいくつか明確にさせました。また障害者や女性、LGBTQの方々に関わり「差別やアウティングは禁止されないのか」という問題がありました。従来の「男女平等かわさき条例」などより、この人権条例が上位になるということが当初示されていたからです。

この条例も力に、侵略戦争と植民地支配の歴史の事実と正面から向き合う政治に変えて、ヘイトスピーチをなくしていきたいと思えます。

以上

相談事例 (その202)

義姉の願いが任意後見契約で活かせることに

2年前都筑区の相談センター開設の時、所長が「相談活動について」の講演をしたことがきっかけで、5月中旬横浜市都筑区に住むIさんが、市議候補の井下さんと相談に見えました。お話を聞くと一人ぐらしの義姉(83歳)が要介護4で特養ホームに入所が決まり、早急に借地権のついた鎌倉の土地を処分し

なければというものでした。義姉から「姪っ子がいるが、音信不通、私はIさんに面倒見てもらっている」と言われていたが義弟のIさんには土地の処分や財産の管理等、何の権限もありません。

3回うけたがいずれも30点満点で15点以下となり裁判所に法廷後見の申請が必要と言われていました。正直どうしようもないかと諦めかけていました。迷ったあげく近くに住む井下市議候補に相談し、川崎のくらしの相談センターにご一緒に来て頂きました。

所長は、義姉に判断能力があればIさんが委任・任意後見契約の受任者になり財産の管理をはじめ一切の世話ができると話し、所長と行政書士、Iさんと3人で稲村ヶ崎の施設に行き義姉のIさんと面談すると充分判断力があることが分かりました。ところがIさんの実印と印鑑証明がいくら探しても見つからず鎌倉市役所で再登録の手続きをし発行してもらい、藤沢の公証役場の公証人が特別養護老人ホームに出張して無事委任・任意後見契約と公正遺言証書を契約することが出来ました。



が、任意後見契約していないので何にも前に進めず困っていました。これまでIさんは弁護士に相談するとTさんの認知症検査として使われる長谷川式簡易知能評価を受けなさいと助言され

スケッチ

藤香のひろば

かながわ生活相談ネットワークが総会を開催

6月初旬、横浜市内で総会を開き67名が参加しました。

第1部では「国民の権利・差別などの闘いの先頭に立ってきた自由法曹団100年の歴史から」と題して元自由法曹団団長の荒井新二弁護士が自ら編集した100年の年表を使ってとても分かり易く講演されました。

第2部では横浜の柴田元市議と川崎の宮原が相談活動の状況を報告しました。

私は「任意後見制度をもっと判断力がある間に受任者にお願ひし結ぶこと」と、葬儀の在り方は死者を弔うことと、遺族と参列者を励ますものになるように、必ず弔辞を讀んで故人の生前をみんなに伝えることの重要性を話しました。

第3部ではこれまでの活動の総括とこれからの活動方針、新たな役員体制を承認しました。

総会での発言

川崎くらしの相談センター
所長 宮原春夫

川崎で相談センターを開いている宮原です。

開設して18年9ヶ月になり相談件数は7800件を超えました。

スタッフ13人で平日は午前9時30分から午後5時30分まで相談を受けています。

相談センターの看板を掲げる以上は月に1回とか2回だけというならやらない方がいいと思います。せめて週2回から3回相談を受けるようにしてください。

私はいま40人の任意後見契約の受任者になっています。痛感するのは80歳を過ぎた一人暮らしの方からの相談が増えていることです。あと5年早かったらと思うことが多いことです。ぜひアンテナ

ナを高くして身の回りに困っている人がいたら積極的に相談にのってあげてください。

今月に入って2人の人の施設で面談して任意後見契約をしました。文字どおり滑り込みセーフでした。

この2年で7人の葬儀の手伝いをさせて頂きました。遺族と葬儀屋さんだけで相談すると、遺族の人は頭が真っ白で葬儀屋さんの言いなりになり値段の高い葬儀になってしまいます。相談するときには第3者を交えて行うことが大切です。

葬儀は死者を弔うと同時に遺族と参列者を激励することも心掛けなければなりません。その為に必ず弔辞を讀んでもらうことです。

相談を受けるときに参考にしていただければ幸いです。



7月の予定
★無料法律相談日
7月19日(火)
午後6時30分より

予約が必要です。
時間が限られています要件はまとめて

★土日祭日は休みです

中央地域境町相談所

日本共産党中央地域後援会事務所

「困ったとき・迷ったとき」

ご相談ください。
午後 13時～16時
(土・日・祭日除く)

電話 044-233-5812
所長 片柳すすむ

相談内容	件数	
	当月	1-6月合計
住宅問題	0	7
生活保護	0	4
身障者問題	2	3
就職・仕事	0	3
医療・病院	2	6
市への要求	0	2
多重債務	1	1
架空請求	0	1
税金・年金	0	1
交通事故	1	1
子供問題	0	0
離婚問題	0	0
弁護士等の相談	3	8
不動産問題	4	8
後見・相続その他	6	35
合計	20	90
開設からの総合計(2003年9月)	7814	

迷ったとき、困ったとき、くらしの相談センターへ(無料です)

くらしの相談センター 応援コンサート

日時 2022年 7月 24日(土)
開場 14:15 開演 14:30
会場 東海道かわさき宿・交流館4階
会費 1,000円 (70分付、70分はありません) (持ち込みも可です)



企画内容
★ごあいさつ
★アッシュさん (琵琶奏者・俳優)
★ザ・のんべーず (演奏)

ともいうべき琵琶と出会い、音楽琵琶を改良して昭和初期に隆盛した輪琵琶宗家に入門。琵琶楽コンクール本選へ過去4回出場を経て、現在も挑戦中。川崎ではSATARIE JAPANというユニットに参入し、演劇と琵琶音楽を融合したオリジナルの琵琶語りも行っている。

恒例の出場演奏で演奏するザ・のんべーずのみさん

琵琶奏者で俳優のアッシュさん登場
興味津々! 「応援コンサート」

夫が宮原さんと知り合っただった関係で山菜採りに5回ほど連れて行ってもらい楽しい経験もしました。コロナで旅行にも行けなくさみしい思いをしていた昨年の暮れ、宮原さんから伊豆の旅行に誘われ2泊3日の旅を一緒にしました。スタッフとして相談センターに来てほしいと誘われ4月から週2回センターの当番をしています。いろいろな相談者に出会えて刺激をもらっています。

何にもわからない私ですが、ボケ防止になると思います。一生懸命手伝わせていただいています。どうぞよろしくお願いいたします。

オンデマンドプリント・ウェブシステム
マシンネットシート・ホームページ・DTP

印刷のご用命は
有限会社 協立印刷社
ホームページ http://www.kawa-kyo.co.jp/
川崎区貝塚 2-14-11
tel 044-222-4205

昭和21年創業 近代書房
古書売買 日本古本屋 検索

☆インターネット販売を始めた☆
…………… 当店の最新情報をごらんください
☆営業時間 10時～18時 定休日 月木曜日
川崎市川崎区砂子 2-8-17
tel 044-222-3482 fax 044-222-8484

《訪問リハビリ・マッサージ》
(株)川崎幸はりきゅう院
さいわい訪問
マッサージセンター
【各種保険取扱い】
tel 044-555-6629
fax 044-555-3241

キムチをつくり続けて30年
新鮮野菜・キムチの
(有)グリーンフーズあつみ
ホームページ検索
グリーンフーズあつみ 検索
川崎区大島 3-35-7
tel 044-288-7616



外谷久枝さん

スタッフ紹介

私は栃木県で生まれ親が仕事を求めて家族そろって川崎に来たのが8歳の時でした。桜本小学校と中学校を卒業して、東芝に就職しその後コンビピアに移りレコード盤の検査の仕事をしていました。

そこで彼と知り合い結婚し3人の子供を育てる間は専業主婦でした。その後川信の渡田支店で食堂の賄として25年働きましたが去年3月で食堂が閉鎖になり退職しました。